



# 資料編



# 資料編

## 1 豊後大野市子ども・子育て会議委員名簿

	選出区分	職名	氏名	備考
1	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	豊後大野市民生委員児童委員代表	スガサワ ユキコ 菅澤 幸子	
2		豊後大野市医師会代表	ミヤワキ タカシ 宮脇 貴史	
3		豊後大野市教育委員代表	フタナベ ミノル 渡部 稔	
4		豊後大野市公立幼稚園会代表	ハラダ エツコ 原田 悦子	
5		豊後大野市PTA連合会代表	カイ マユミ 甲斐 真由美	
6	子ども・子育て支援に関する事業従事者	豊後大野市教育保育協議会代表	オオハラ セイコ 大原 聖子	
7		豊後大野市子育て支援センター代表	ツチャ オサム 土谷 修	
8		豊後大野市子育て支援団体代表	サトウ ヨウコ 佐藤 容子	
9		豊後大野市放課後児童クラブ代表	ムラカミ マサノリ 村上 正典	
10		豊後大野市障がい児支援事業所代表	サトウ ヒデタカ 佐藤 任孝	
11	市長が必要と認める者	豊後大野市教育保育施設（私立保育園）保護者代表	ノナカ アスカ 野中 飛鳥	
12		豊後大野市教育保育施設（公立幼稚園）保護者代表	アカミネ エリコ 赤嶺 恵里子	

## 2 豊後大野市子ども・子育て会議条例

○豊後大野市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日

条例第 31 号

改正 平成 30 年 3 月 26 日条例第 2 号

令和 5 年 3 月 16 日条例第 5 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、豊後大野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

(豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年豊後大野市条例第50号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則（平成30年3月26日条例第2号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月16日条例第5号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### 3 本市の認定こども園、保育園、幼稚園、小・中学校の状況

#### ■認定こども園

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	町名	認定区分	教育定員	教育時間 利用時間	預かり保育	一時 預かり	休日 保育
				保育定員	保育標準時間 利用時間	延長保育		
私立	1 ひがしこども園	三重町	1号	10	8:00~14:00	18:00	○	
			2・3号	70	7:00~18:00	19:00		
	2 すがおこども園	三重町	1号	15	8:00~14:00	18:00	○	○
			2・3号	75	7:00~18:00	20:00		
	3 ももえだこども園	三重町	1号	15	8:00~14:00	19:00	○	
			2・3号	75	7:00~18:00	19:00		
	4 どんぐり幼稚園	三重町	1号	15	8:00~14:30	18:30		
			2・3号	50	7:30~18:30	18:30		
5 しいのみこども園	清川町	1号	6	8:00~14:00	19:00			
		2・3号	20	7:00~18:00	19:00			
6 あさじ ルンビニこども園	朝地町	1号	6	8:00~14:00	18:00	○		
		2・3号	29	7:00~18:00	18:00			
7 おおの ルンビニこども園	大野町	1号	10	8:00~14:00	18:00	○		
		2・3号	80	7:00~18:00	19:00			
8 いぬかいこども園	犬飼町	1号	15	8:00~14:00	18:00	○		
		2・3号	50	7:00~18:00	19:00			
公立	1 緒方保育園	緒方町	1号	9	8:00~14:00	18:00	○	
			2・3号	61	7:00~18:00	19:00		

#### ■保育所

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	町名	定員	標準時間 利用時間	延長保育	一時 預かり	休日 保育
私立	1 双葉保育園	三重町	70	7:00~18:00	19:00		
	2 扇田保育園	三重町	70	7:00~18:00	19:00	○	
	3 千歳保育園	千歳町	30	7:00~18:00	19:00	○	

#### ■事業所内保育所

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	町名	定員	標準時間 利用時間	延長保育	一時 預かり	休日 保育
私立	1 さくら保育園	三重町	19	8:00~18:00			
	2 にこにこ保育園	三重町	40	7:00~18:00	19:00	○	
	3 ひかり保育舎	大野町	5	7:30~18:30			

■ 公立幼稚園

2024（令和6）年4月1日現在

施設名	町名	定員	受入年齢	保育時間	預かり保育
1 東幼稚園	三重町	25	5歳児	登園～14:00	18:00

■ 小・中学校

2024（令和6）年5月1日現在

学校名	町名	学年別児童・生徒数								
		小学校・小学部						中学校・中学部		
		1	2	3	4	5	6	1 (7)	2 (8)	3 (9)
1 菅尾小学校	三重町	11	11	9	16	8	14			
2 百枝小学校		14	16	11	8	11	14			
3 三重第一小学校		37	62	47	69	52	52			
4 三重東小学校		35	31	39	38	45	39			
5 新田小学校		7	6	8	10	5	7			
6 三重中学校								146	143	145
7 清川小中学校	清川町	10	5	8	9	5	14	9	14	8
8 緒方学園 小学部	緒方町	13	23	20	14	21	17			
9 緒方学園 中学部								18	19	23
10 朝地小中学校	朝地町	3	9	10	7	11	10	6	15	15
11 大野小中学校 小学部	大野町	20	21	23	29	30	26			
12 大野小中学校 中学部								21	23	21
13 千歳小中学校	千歳町	10	10	13	15	15	15	13	17	15
14 犬飼小中学校 小学部	犬飼町	16	13	26	10	22	23			
15 犬飼小中学校 中学部								16	21	22

## 4 本市の子育てサービスの状況

現在実施している主な子育てサービスは、以下の通りです。

### ■一時保育

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	町名	利用日時、時間等
1	扇田保育園	三重町	実施保育所の開所日に準ずる 8:00～18:00のうち8時間 ※ 園によって異なります。
2	千歳保育園	千歳町	
3	ひがしこども園	三重町	
4	すがおこども園	三重町	
5	ももえだこども園	三重町	
6	あさじルンビニこども園	朝地町	
7	おおのルンビニこども園	大野町	
8	いぬかいこども園	犬飼町	
9	にこにこ保育園	三重町	
10	緒方保育園	緒方町	

### ■休日保育

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	町名	利用日時、時間等
1	すがおこども園	三重町	年末年始除く日曜、祝日 7:30～17:30

### ■延長保育

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	町名	利用日時、時間等
1	ひがしこども園	三重町	開所日に準ずる 保育時間終了～19:00まで
2	すがおこども園	三重町	開所日に準ずる 保育時間終了～20:00まで
3	ももえだこども園	三重町	開所日に準ずる 保育時間終了～19:00まで
4	どんぐり幼稚園	三重町	開所日に準ずる 保育時間終了～18:30まで
5	双葉保育園	三重町	開所日に準ずる 保育時間終了～19:00まで
6	扇田保育園	三重町	開所日に準ずる 保育時間終了～19:00まで
7	にこにこ保育園	三重町	開所日に準ずる 保育時間終了～19:00まで
8	しいのみこども園	清川町	開所日に準ずる 保育時間終了～19:00まで
9	あさじルンビニこども園	朝地町	開所日に準ずる 保育時間終了～18:00まで
10	おおのルンビニこども園	大野町	開所日に準ずる 保育時間終了～19:00まで
11	千歳保育園	千歳町	開所日に準ずる 保育時間終了～19:00まで
12	いぬかいこども園	犬飼町	開所日に準ずる 保育時間終了～19:00まで
13	緒方保育園	緒方町	開所日に準ずる 保育時間終了～19:00まで

## ■病児・病後児保育

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	町名	利用日時、時間等
1	さくらんぼ	三重町	日曜日・祝日・年末年始を除く 8:00~18:00
2	にこにこ病児保育ルーム	三重町	日曜日・祝日・年末年始を除く 8:00~18:00
3	すがおこども園	三重町	土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く 8:00~17:00
4	おひさまキッズルーム	緒方町	土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く 8:00~18:00

## ■児童館

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	町名	利用日時、時間等
1	大野児童館	大野町	9:30~18:00 〈休館日〉 土曜日・日曜日・祝日・年末年始
2	朝地児童館	朝地町	9:30~18:00 〈休館日〉 土曜日・日曜日・祝日・年末年始
3	三重ふれあい児童館	三重町	9:30~18:00 〈休館日〉 日曜日・祝日・年末年始
4	犬飼ふれあい児童館	犬飼町	9:00~18:00 〈休館日〉 日曜日・祝日・年末年始

## ■地域子育て支援拠点施設【子育て支援センター】

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	町名	利用日時、時間等
1	みえまち子育て支援センター やしの実ひろば	三重町	9:00~14:00 〈休館日〉 土・日曜日・祝日・年末年始 すがおこども園・ひがしこども園にて月1回出張ひろば
2	子育て支援センター ふれあいひろば	三重町	9:00~14:00 〈休館日〉 土・日曜日・祝日・年末年始
3	きよかわ子育て支援センター つくしんぼ	清川町	9:00~14:00 〈休館日〉 水・土・日曜日・祝日・年末年始 水曜日：どんぐり幼稚園にて出張ひろば
4	緒方子育て支援センター つどいの広場ちゅうりっぷ	緒方町	9:00~14:00 〈休館日〉 土・日曜日・祝日・年末年始
5	おおの子育て支援センター 子育てひろばルン	大野町	9:00~14:00 〈休館日〉 金・日曜日・祝日・年末年始 毎月第3金曜日：朝地支所にて出張ひろば
6	いぬかい子育て支援センター ゆうゆうキッズ	犬飼町	9:00~14:00 〈休館日〉 土・日曜日・祝日・年末年始 木曜日：千歳支所にて出張ひろば

## ■家庭訪問型子育て支援【ホームスタート】

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	町名	対象者等
1	ホームスタート・やしの実 （すがおこども園内）	三重町	対象者 妊娠している方、未就学児のいる保護者 利用料金 無料 週1回2時間程度、定期的に約2~3か月訪問

## ■地域子育てサポート【ファミリー・サポート・センター】2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	所在地等
1	ファミリー・サポート・センター	「子育ての手助けをしてほしい人」（よろしく会員）と「子育てのお手伝いができる人」（まかせて会員）とが相互援助活動を行う会員による組織です。  〈援助対象児童〉 概ね3か月~15歳まで 〈利用時間〉 7:00~19:00

■子育て短期支援施設【ショートステイ・トワイライトステイ】

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	町名	利用期間等
1	栄光園（児童養護施設）	別府市	保護者の疾病その他の理由等で家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子等の保護を必要とする場合に一時的に養育・保護する事業です。 〈利用期間〉 ショートステイ：1週間以内 トワイライトステイ：平日夜間（17：00～22：00） 休日（8：00～17：00） 〈利用金額〉 所得や児童の年齢により異なる
2	栄光園（乳児院）	別府市	
3	光の園（児童養護施設）	別府市	
4	森の木（児童養護施設）	大分市	
5	山家学園（児童養護施設）	由布市	
6	ももたろう（ファミリーホーム）	豊後大野市	

■放課後児童健全育成事業【放課後児童クラブ】

2024（令和6）年4月1日現在

	クラブ名	小学校区
1	だいちこどもクラブ【旧三重幼稚園内】	三重第一小学校
2	野の花児童クラブ【三重第一小学校近隣】	
3	三重東児童クラブ【三重東小学校舎内】	三重東小学校
4	にこにこ児童クラブ【にこにこ診療所内】	
5	すがおこどもクラブ【菅尾小学校隣】	菅尾小学校
6	百枝児童クラブ【旧百枝幼稚園隣】	百枝小学校
7	こうめい児童クラブ【旧光明寮建物内】	新田小学校
8	緒方放課後児童クラブ（おがたっこはうす）【緒方小学校内】	緒方小学校
9	清川放課後児童クラブ【しいのみこども園内】	清川小学校
10	朝地放課後児童クラブ【朝地児童館内】	朝地小学校
11	犬飼放課後児童クラブ【犬飼ふれあい児童館内】	犬飼小学校
12	千歳放課後児童クラブ【千歳小中学校内】	千歳小学校
13	大野放課後児童クラブ（たけのこクラブ）【大野児童館内】	大野小学校

## ■ 経済的支援

2024（令和6）年4月1日現在

	名称	内容
1	児童手当給付事業	中学校修了までの児童を対象に手当が支給されます。 （令和6年10月1日から高校生年代までが対象となります。）
2	未熟児養育助成事業	身体の発育が未熟なまま出生した乳児が、指定養育医療機関での入院養育を必要とする場合に、その治療に要する医療費を公費により負担します。
3	小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病の医療費助成の対象となっている児に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、生活の便宜を図ります。
4	子ども医療費助成事業	本市に住所を有する0歳から高校3生までの子どもの医療費（保険診療に係る一部負担）を全額助成します。
5	自立支援医療	身体又は精神に障がいのあるこどもに、生活能力の向上や社会活動を容易にするために必要な医療費の一部を給付します。 （育成医療）対象：18歳未満の身体に障がいのあるこどもで、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により効果が期待できる者 （精神通院医療）対象：統合失調症・躁うつ病・てんかん等の精神疾患を有するこどもで、通院による精神医療を継続的に要する者。
6	保育料無償化	本市に住所を有する就学前児童は、保育料が無料となります。
7	障害児福祉手当	在宅で身体又は精神に重度の障がいがあるため、日常生活に常時の介護を要する20歳未満の児童に支給されます。
8	特別児童扶養手当	身体又は精神に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給されます。
9	重度心身障がい者医療費の助成	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定等の重度心身障がい児の疾病又は負傷に対し医療保険による給付が行われた場合に一部を負担します。
10	補装具の支給・修理	障がいのあるこども等の身体機能を補完し、日常生活を容易にするため、車椅子、装具などの補装具の購入費又は修理費の支給を行います。
11	日常生活用具の給付	在宅の重度の障がいのあるこどもや難病患者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、特殊寝台、入浴補助用具などの用具を給付します。
12	重度心身障がい者住宅改造助成	障がいのあるこどもの生活環境整備を促進するために、住宅設備を障がいに適するよう改造する経費を助成します。
13	児童扶養手当給付事業	父母の離婚、父又は母の死亡などにより父又は母と生計が異なる児童や父又は母に一定以上の障がいのある児童の父若しくは母又は養育者に対し、所得に応じて手当を支給し、児童を育成する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ります。
14	ひとり親家庭医療費助成事業	児童を監護するひとり親家庭の親及び児童、養育者が監護する父母のいない児童が保険診療した医療費の自己負担額を一部助成します。
15	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子世帯及び寡婦世帯の経済的自立と、その家庭の児童の福祉向上のため、修学資金、就学支度資金や技能取得資金など各種資金を貸し付けます。
16	就学の援助	経済的な理由で就学困難な児童生徒のいる家庭を対象に、給食費や教材費の援助、入学準備や修学旅行などへの援助を行います。

## 5 用語集

### 【あ行】

#### ●預かり保育：1号認定児対象 ～一時預かり事業～

保護者の勤務の都合等により、認定こども園・幼稚園において通常の教育時間終了後または長期休業中等に保育を行うサービス。

#### ●一時保育：未在籍園児対象 ～一時預かり事業～

普段家庭で育児されている方が、断続的または緊急一時的に育児が困難になる場合に認定こども園・保育所(園)等で保育を行うサービス。

#### ●医療的ケア

一般的に「日常生活を送る上で必要とされる衛生管理に関する医行為（医療行為）」とされ、障がいや疾患等により低下した身体機能を、医療機器等を用いて補助すること。

#### ●医療的ケア児

医療的ケアが必要なこどもを指します。たんの吸引や人工呼吸器の使用、経管栄養などといった医療的援助を日常的に必要とするこどものこと。

#### ●延長保育

保護者の就労状況により、通常の保育時間を延長して保育を行うサービス。

### 【か行】

#### ●家庭的保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。

#### ●教育・保育施設

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所。

#### ●合計特殊出生率

合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当します。

#### ●子育て

教育・保育その他のこどもの健やかな成長のために行われるこどもに対する活動。

## ●子育て短期支援事業

(ショートステイ)

保護者が疾病、出産、育児不安等で家庭での養育が一時的に困難な場合、その児童を児童養護施設で短期的に預かる事業。

(トワイライトステイ)

保護者が仕事等の理由により恒常的に夜間に帰宅するため、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行うサービス。

## ●子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を指します。

## ●子ども子育て関連3法

- ①「子ども・子育て支援法」。
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正)。
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)。

## ●子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援(法第7条)。

## ●こども大綱

こどもや若者が生きやすい社会を実現するために、国の施策の基本的な方針を定めたもの。こども基本法に基づいて策定され、こども・若者や子育て当事者のため、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

## ●コミュニティー・スクール

保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持ち、学校運営や基本方針等を承認したり意見を述べたりできる学校運営協議会を設置した学校。

## ●コーホート変化率法

同じ年、または同じ時期に生まれた人々の集団(コーホート)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

## 【さ行】

### ●事業所内保育施設

事業所内の施設等において、主に自社の従業員のこどもを預かる保育事業施設。

### ●施設型給付

認定こども園・保育所・幼稚園（教育・保育施設）を通じた共通の給付。

### ●市町村子ども・子育て支援事業

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が策定することになる。（法第61条）。

### ●児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された屋内型の児童厚生施設で、小型児童館、児童センター、大型児童館A型・B型・C型及びその他の児童館の6つに分けられます。

### ●児童発達支援

障がいのあるこどもを対象とし、児童発達支援センターなどの施設に通所し、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の習得、集団生活の適用訓練を行います。

### ●小規模保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。

### ●食育

食品の安全性への不信感や、生活習慣病の増加などを背景に、食材や食習慣、食文化、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて、身体や心の健康をはぐくむこと。

### ●スクールカウンセラー

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。臨床心理士が当てられる場合が多くなっています。

### ●スクールソーシャルワーカー

こどもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。教育委員会などに派遣されるケースが多くなっています。

## 【た行】

### ●待機児童

子育て中の保護者が保育所または学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず入所できず、入所待ちしている（待機）状態の児童を指します。

### ●地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。

## ●地域子育て支援拠点事業

主に保育園等に入園していない児童と保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩み等の相談を行う事業。

## ●地域生活支援拠点等の面的整備

障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

## ●特定教育・保育施設

市長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を指します。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

## ●特別支援学校

障がいのある方等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。盲学校（もうがっこう）、聾学校（ろうがっこう）、養護学校（ようごがっこう）は、2007（平成19）年4月1日より、学校教育法上では「特別支援学校」と称されるようになりました。

## ●特別支援教育

教育において特別な支援を必要とするこどもが将来的に自立し、社会参加を図ることができるように、一人ひとりの生活上及び学習上の困難に応じて行われる教育を指します。

## 【な行】

### ●乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

### ●認可外保育施設

保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての県知事の認可を受けていないもの（保育事業の実施には県知事への届出が義務づけられている）。

### ●認可保育所

国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、県知事に認可を受けているもの。

## ●認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）。認定こども園は、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行い、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところをいかながら、その両方の役割を果たすことができる施設。

## ●妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持と増進のために妊婦に対する健康診査を実施し、適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

## 【は行】

### ●PDCAサイクル

生産技術における品質管理などの継続的改善手法。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していきます。

### ●病児・病後児保育事業

病気にかかっているこども、あるいは、病気が回復期にあるこどもを保育する事業。

### ●ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の親及びそのこどもが18歳に達する年度末までの児童並びに父母のいない児童に対して医療費の本人負担分を助成する制度。

### ●ファミリー・サポート・センター事業

地域において子育ての援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、相互に援助を行う事業。

### ●保育所

児童福祉法に定める、保育を必要とする0歳児から5歳児に対して、保育を行う施設。  
（児童福祉法39条）

### ●放課後チャレンジ教室

地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取り組み。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

### ●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生のこどもに対し、指導員の下、生活の場を提供するもの。

## 【や行】

### ●ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満のこどものこと。

### ●養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等により、当該家庭の適切な養育を確保する事業。

### ●要保護児童

保護者のいない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。

### ●幼稚園

学校教育法に定める、3歳児から5歳児に対して幼稚園教育を行う施設。  
(学校教育法第22条)

## 【ら行】

### ●利用者支援事業

こども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、情報提供や必要に応じた相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整等を実施します。

## 【わ行】

### ●ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指します。

---

## 第4次豊後大野市子ども・子育て支援事業計画 (キラキラこどもプラン)

発行日：2025(令和7)年3月

発行元：豊後大野市 子育て支援課

住 所：〒879-7198 大分県豊後大野市三重町市場1200番地

T E L：0974-22-1001(代表) F A X：0974-22-6653

---